

以外の地方公務員としての引き続き
 在職期間の始期から特定一般地方
 独立行政法人等職員としての引き続
 いた在職期間の終期までの期間

四 略

五 特定一般地方独立行政法人等職員
 が、一般地方独立行政法人等の要請
 に応じ、引き続き特定地方公務員
 となるため退職し、かつ、引き続き
 特定地方公務員として在職した後引
 き続いて再び特定一般地方独立行政
 法人等職員となるため退職し、かつ、
 引き続き特定一般地方独立行政法人
 等職員として在職した後更に引き続
 いて職員となるため退職し、かつ、
 引き続きいて職員となつた場合におい
 ては、先の特定一般地方独立行政法
 人等職員としての引き続きいた在職期
 間の始期から後の特定一般地方独立
 行政法人等職員としての引き続きいた
 在職期間の終期までの期間

六 略

4 職員が第一項の規定に該当する退職
 をし、かつ、引き続きいて特定一般地方
 独立行政法人等職員となつた場合又は
 第二項の規定に該当する職員が退職
 し、かつ、引き続きいて特定一般地方独
 立行政法人等職員となつた場合におい
 ては、別に知事が定める場合を除き、
 この条例の規定による退職手当は、支
 給しない。

5 地方独立行政法人法第五十九条第二

項の規定により職員が移行型一般地方
 独立行政法人の職員となる場合には、
 その者に対しては、この条例の規定に
 よる退職手当は、支給しない。

引き続きいた在職期間の始期から特定
 地方公社等職員としての引き続きいた
 在職期間の終期までの期間

四 略

五 特定地方公社等職員が、地方公社
 又は公庫等の要請に応じ、引き続き
 て特定地方公務員となるため退職
 し、かつ、引き続き特定地方公務員
 として在職した後引き続きいて再び特
 定地方公社等職員となるため退職
 し、かつ、引き続き特定地方公社等
 職員として在職した後更に引き続い
 て職員となるため退職し、かつ、引
 き続いて職員となつた場合において
 は、先の特定地方公社等職員として
 の引き続きいた在職期間の始期から後
 の特定地方公社等職員としての引き
 続いた在職期間の終期までの期間

六 略

4 職員が第一項の規定に該当する退職
 をし、かつ、引き続きいて特定地方公社
 等職員となつた場合又は第二項の規定
 に該当する職員が退職し、かつ、引き
 続いて特定地方公社等職員となつた場
 合においては、別に知事が定める場合
 を除き、この条例の規定による退職手
 当は、支給しない。

6 移行型一般地方独立行政法人の成立

の日の前日に職員として在職する者
 が、地方独立行政法人法第五十九条第
 二項の規定により引き続きいて当該移行
 型一般地方独立行政法人の職員とな
 り、かつ、引き続き当該移行型一般地
 方独立行政法人の職員として在職した
 後引き続きいて職員となつた場合におけ
 るその者の退職手当の算定の基礎とな
 る勤続期間の計算については、その者
 の当該移行型一般地方独立行政法人の
 職員としての在職期間を職員としての
 引き続きいた在職期間とみなす。ただし、
 その者が当該移行型一般地方独立行政
 法人を退職したことにより退職手当の
 支給を受けているときは、この限りで
 ない。

7 略

(職員以外の地方公務員等又は知事等
 となつた者の取扱い)
 第十四条 職員が、引き続きいて職員以外
 の地方公務員等又は佐賀県知事等の退
 職手当に関する条例(昭和五十六年佐
 賀県条例第三号)第一条に規定する知
 事等となつた場合において、その者の
 職員としての勤続期間が職員以外の地
 方公務員等又は同条に規定する知事等
 としての勤続期間に推算されることに
 定められているときは、この条例によ
 る退職手当は、支給しない。

2・3 略

5 略

(国又は他の地方公共団体の職員等と
 なつた者の取扱い)
 第十四条 職員が、引き続きいて国若しく
 は他の地方公共団体の職員又は佐賀県
 知事等の退職手当に関する条例(昭和
 五十六年佐賀県条例第三号)第一条に
 規定する知事等となつた場合におい
 て、その者の職員としての勤続期間が
 国若しくは他の地方公共団体の職員又
 は同条に規定する知事等としての勤続
 期間に推算されることに定められてい
 るときは、この条例による退職手当は、
 支給しない。

2・3 略

第二条(佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	第一条(目的) この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)附則第五項の職員(以下「現業職員」という。)に関し、同項の規定により準用する地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十八條第四項の規定に基づき、現業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。
改正前	第一条(目的) この条例は、地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)附則第五項の職員(以下「現業職員」という。)に関し、同項の規定により準用する地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十八條第四項の規定に基づき、現業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

第三条(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	<p>(一) 一般の派遣職員の給与</p> <p>第四条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三條第四号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び現業職員(同法附則第五項に規定する地方公務員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下第七條までにおいて「一般の派遣職員」という。)には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ百分の七十を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定める</p>
改正前	<p>(一) 一般の派遣職員の給与</p> <p>第四条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三條第二項の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び現業職員(同法附則第五項に規定する地方公務員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下第七條までにおいて「一般の派遣職員」という。)には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ百分の七十を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給</p>

改正後	<p>とところにより、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ百分の七十を超え百分の百以内を支給することができる。</p> <p>2・3 略</p>
改正前	<p>料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ百分の七十を超え百分の百以内を支給することができる。</p> <p>2・3 略</p>

第四条(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	<p>第十条(年次休暇) 年次休暇は、一の前年における休暇とし、その日数は、一の前年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、佐賀県以外の地方公共団体の職員、国家公務員、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第七十八号)第三條に規定する派遣職員又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第三條第二項に規定する退職派遣者(以下この号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。)であつた者で引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事委員会規則で定める職員、地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間中</p>
改正前	<p>第十条(年次休暇) 年次休暇は、一の前年における休暇とし、その日数は、一の前年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該年の前年において地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、佐賀県以外の地方公共団体の職員、国家公務員、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第七十八号)第三條に規定する派遣職員又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第三條第二項に規定する退職派遣者(以下この号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。)であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事委員会規則で定める職員、地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間中</p>

及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事委員会規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数

ける年次休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事委員会規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数

改正後

改正前

第五条 (公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後

(職員の派遣)

第二条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。

一 略

二 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令(平成十二年政令第五百二十三号)に定める法人のうち、県内に事務所を有するもので人事委員会規則で定めるもの

の

三 略

2・3 略

(派遣職員の給与)

第四条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二十七号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び現業職員(同法附則第五項に規定する地方公務員であって、企業職員以外のものをいう。以下同)をいう。以下同

改正前

(職員の派遣)

第二条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。

一 略

二 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の法人を定める政令(平成十二年政令第五百二十三号)に定める法人のうち、県内に事務所を有するもので人事委員会規則で定めるもの

の

三 略

2・3 略

(派遣職員の給与)

第四条 派遣職員(企業職員(地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び現業職員(同法附則第五項に規定する地方公務員であって、企業職員以外のものをいう。以下同)をいう。以下同

じ。)である派遣職員を除く。第六条及び第七条において同じ。)のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

員を除く。第六条及び第七条において同じ。)のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

第六条 (一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後

改正前

改正後

(給与に関する特例)

第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号の職員をいう。以下同じ。)を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

表 略

2・5 略

改正前

(給与に関する特例)

第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項の職員をいう。以下同じ。)を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

表 略

2・5 略

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第四号

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年佐賀県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p>第二十三条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者は、二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第二十三条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者は、十万円以下の罰金に処する。</p>

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第五号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例(平成十二年佐賀県条例第二号)の一部

を次のように改正する。

第二条の表第四号の次に次の二号を加える。

四の二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十二条の三第一項の規定により、身体障害者相談員への業務委託を行うこと。	各市町村
---	------

四の三 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の二第一項の規定により、知的障害者相談員への業務委託を行うこと。

各市町村

第二条の表第十六号中「三日月町 芦刈町」に、「江北町」を「江北町 白石町」に改め、同表第二十六号中「佐賀市」を「佐賀市 伊万里市」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成十六年四月一日から施行する。(経過措置)
- この条例の施行の際現に身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十二条の三第一項の規定により知事から業務委託を受けている身体障害者相談員は、この条例の施行の日、この条例による改正後の佐賀県事務処理の特例に関する条例第二条の表第四号の二の下欄に掲げる市町村の長から業務委託を受けたものとみなす。

参考資料

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前										
<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>事 務</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>一〇四略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四の二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十二条の三第一項の規定により、身体障害者相談員への業務</td> <td>各市町村</td> </tr> </table>	事 務	市町村	一〇四略		四の二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十二条の三第一項の規定により、身体障害者相談員への業務	各市町村	<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>事 務</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>一〇四略</td> <td></td> </tr> </table>	事 務	市町村	一〇四略	
事 務	市町村										
一〇四略											
四の二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十二条の三第一項の規定により、身体障害者相談員への業務	各市町村										
事 務	市町村										
一〇四略											

<p>委託を行うこと。</p> <p>四の三 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号) 第五條の二第一項の規定により、知的障害者相談員への業務委託を行うこと。</p>	<p>各市町村</p>
<p>五〇十五 略</p> <p>十六 国有財産法に基づく事務のうち、河川法(昭和三十九年法律第六十七号) 第一百条第一項の規定により同法の規定が準用される河川の用に供されている国有財産について境界を確定すること及び国有財産法第三十一条の二の規定により他人の占有する土地に立ち入らせること。</p>	<p>各市 諸富町 川副町 東 与賀町 久保 田町 神崎町 千代田町 三田川町 東 脊振村 北茂 安町 上峰町 小城市 三 日月町 芦刈 町 浜玉町 七山村 相知 町 北波多村 肥前町 玄 海町 鎮西町 有田町 北 方町 江北町 白石町 有 明町 太良町</p>
<p>十七〇二十五 略</p> <p>二十六 河川法第十六条の三第三項の規定により市町村長が知事に代わってその権限を行うこととした河川に係る国土交通省所管の不動産について、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号) 第三十条及び第三十一条の規定により、その登記の嘱託を行うこと。</p>	<p>佐賀市 伊万里市</p>
<p>五〇十五 略</p>	<p>各市 諸富町 川副町 東 与賀町 久保 田町 神崎町 千代田町 三田川町 東 脊振村 北茂 安町 上峰町 小城市 三 日月町 浜玉 町 七山村 相知町 北波 多村 肥前町 玄海町 鎮 西町 有田町 北方町 江 北町 有明町 太良町</p>
<p>十七〇二十五 略</p> <p>二十六 河川法第十六条の三第三項の規定により市町村長が知事に代わってその権限を行うこととした河川に係る国土交通省所管の不動産について、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号) 第三十条及び第三十一条の規定により、その登記の嘱託を行うこと。</p>	<p>佐賀市</p>
<p>二十七・二十八 略</p>	<p>二十七・二十八 略</p>

佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第六号

佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例

佐賀県特別会計設置条例(昭和三十九年佐賀県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第十号を次のように改める。

十 佐賀県産業用地造成事業特別会計 佐賀県産業用地造成事業

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百九条第二項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業を行うために設置する。</p> <p>一〇九 略</p> <p>十 佐賀県産業用地 佐賀県産業用地造成事業</p> <p>十一・十二 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百九条第二項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業を行うために設置する。</p> <p>一〇九 略</p> <p>十 佐賀県伊万里湾 佐賀県伊万里湾工業用地造成事業</p> <p>工業用地造成事業 工業用地造成事業</p> <p>特別会計</p> <p>十一・十二 略</p>

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第七号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例(平成十二年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第十五号中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改め、同表第九十六号中「八千九百円」を「一万二千七百円」に改め、同表第二百十八号の四から第二百十八号の八までを削り、同表第二百二十三号中「第十四条第四項」を「第十四条第六項」に改め、同表第二百二十四号中「第十四条第五項」を「第十四条第七項」に改め、同表第二百二十九号中「第十四条の四第四項」を「第十四条の四第六項」に改め、同表第二百三十号中「第十四条の四第五項」を「第十四条の四第七項」に改め、同表第二百三十四号中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改め、同表第二百三十六号から第二百四十号までを次のように改める。

二百三十六 使用済自動車 の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第四十二条第一項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者の登録を申請する者	引取業者登録申請手数料	三千円	登録申請のとき
二百三十七 使用済自動車 の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	引取業者の登録の更新を申請する者	引取業者登録更新申請手数料	三千円	更新申請のとき
二百三十八 使用済自動車 の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	フロン類回収業者の登録を申請する者	フロン類回収業者登録申請手数料	五千円	登録申請のとき

別表第一第二百四十号の次に次の四号を加える。

二百三十九 使用済自動車 の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	フロン類回収業者の登録の更新を申請する者	フロン類回収業者登録更新申請手数料	五千円	更新申請のとき
二百四十 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	解体業の許可を申請する者	解体業許可申請手数料	七万八千円	許可申請のとき
二百四十の二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	解体業の許可の更新を申請する者	解体業許可更新申請手数料	七万円	更新申請のとき
二百四十の三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	破砕業の許可を申請する者	破砕業許可申請手数料	八万四千元	許可申請のとき
二百四十の四 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	破砕業の許可の更新を申請する者	破砕業許可更新申請手数料	七万七千円	更新申請のとき
二百四十の五 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請する者	破砕業変更許可申請手数料	七万五千元	許可申請のとき

別表第一第二百九十七号から第二百九十九号まで及び第三百号から第三百一十号までを次のように改める。

二百九十七から三百一十まで 削除			
---------------------	--	--	--

別表第一第三百六十五号及び第三百六十六号を次のように改める。

三百六十五 建設業法 第二十七条の二十六 第一項の規定に基づ く経営規模等評価	経営規模等評価を申請 する者	経営規模等評 価手数料	八千円と二千三百円 に評価に係る建設業の 種類数を乗じて得た額 との合計額	評価申請のとき
三百六十六 建設業法 第二十七条の二十九 第一項の規定に基づ く総合評定値の通知	総合評定値の通知を請 求する者	総合評定値通 知手数料	四百円と二百円に通知 に係る建設業の種類数 を乗じて得た額との合 計額	通知請求のとき

別表第二第四号中「第三十一条の二第二項」を「第三十一条の三第一項」に改め、同表第八号を次のように改める。

八 削除	
------	--

別表第二第十四号を次のように改める。

十四 削除	
-------	--

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一第二百九十七号から第二百九十九号まで及び第三百号から第三百二号までの改正規定 平成十六年四月一日
- 二 別表第一第十五号の改正規定 平成十六年六月一日

三 別表第一第二百四十号の改正規定及び同号の次に四号を加える改正規定 平成十六年七月一日

四 別表第一第二百十八号の四から第二百十八号の八までを削る改正規定及び同表第二百三十六号から第二百三十九号までの改正規定並びに次項の規定 平成十七年一月一日

(経過措置)

2 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)附則第十九条の規定によりなおその効力を有するとされる同法附則第十八条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第二十九条第一項の規定に基づく登録の申請に対する審査、同法第三十二条第二項の規定に基づく登録の審査及び同法第三十三条において準用する同法第十二条第一項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査については、この条例による改正前の佐賀県手数料条例別表第一第二百十八号の六から第二百十八号の八までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

参考資料

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後				改正前			
別表第一(第二条関係)				別表第一(第二条関係)			
事務	納付義務者	手数料名称	納付時期	事務	納付義務者	手数料名称	納付時期
一〇四略 十五 消防法 第十七条の十の規定に 基づく工事 整備対象 等の工事 又は整備 する講 習を受 ける者		工事整備 消防設 備士講 習手 料	七千円 受講申 込みの とき	一〇四略 十五 消防法 第十七条の十の規定に 基づく消防 用設備等 の工事 又は整備 する講 習を受 ける者		消防用 設備等 の工事 又は整備 する講 習を受 ける者	七千円 受講申 込みの とき

<p>二百三十九 使用済自動車 の再資源化等 に関する法律第 五十三條第二 項の規定に基 づくフロ ン類回収業 者の登録の更 新の申請に対 する審査</p>	<p>フロ ン類回収 業者の登 録更新を 申請する 者</p>	<p>フロ ン類回収 業者登 録更新 申請手 数料</p>	<p>五 千円</p>	<p>更新申 請のとき</p>	<p>二百四十の二 使用済自動 車の再資源 化等に関する 法律第六十 条第一項の 規定に基づ く解体業の 許可の申請 に対する審 査</p>	<p>解体業 の許可申 請者</p>	<p>解体業 の許可申 請手数料</p>	<p>七 万円</p>	<p>更新申 請のとき</p>
<p>二百三十九 削除</p>									
<p>六十七條第 二項の規定 に基づく破 砕業の許可 の更新の申 請に対する 審査</p>	<p>破砕業 の事業 の範囲 の変更 を申請 する者</p>	<p>破砕業 変更申 請手数料</p>	<p>七 万五 千円</p>	<p>許可申 請のとき</p>	<p>二百四十一 ～二百九十六 略</p>				
<p>二百四十一 ～二百九十六 略</p>	<p>卸売業 の登録申 請者</p>	<p>卸売業 登録申 請手数料</p>	<p>十 万円</p>	<p>登録申 請のとき</p>	<p>二百九十七 ～二百九十八 略</p>	<p>小売業 の登録申 請者</p>	<p>小売業 登録申 請手数料</p>	<p>一 万円</p>	<p>登録申 請のとき</p>

